

第32回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日時 2005年8月9日（火）10:00～11:55
2. 場所 中央合同庁舎第4号館7階 共用743会議室
3. 出席者 近藤委員長、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員
内閣府
戸谷参事官、森本企画官、赤池参事官補佐
外務省
不拡散・科学原子力課 鈴木課長
国際原子力協力室 石川首席事務官
文部科学省
原子力計画課 中原課長
原子力計画課核融合開発室 林室長補佐
原子力安全課原子力規制室 黒村保安管理企画官、荒木規制
第一係長
経済産業省
原子力安全・保安院原子力発電安全審査課 佐藤課長、
藤森安全審査官
国土交通省
総合政策局技術安全課 吉原技術開発推進官、甲斐技官
4. 議題
 - (1) 前回議事録の確認
 - (2) 平成18年度原子力関係経費の見積もりについて（文部科学省、外務省、国土交通省、内閣府原子力委員会事務局）
 - (3) 関西電力株式会社大飯発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）
 - (4) 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

- (5) 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更（臨界実験装置の変更）について（諮問）
- (6) 第22回市民参加懇談会コアメンバー会議の結果について
- (7) 市民参加懇談会 in 福岡の開催について
- (8) 町委員の海外出張について
- (9) その他

5. 配布資料

- 資料1-1 平成18年度原子力関係経費の見積もりについて(文部科学省)
- 資料1-2 平成18年度原子力関係経費の見積もりについて(外務省)
- 資料1-3 平成18年度原子力関係経費の見積もりについて(国土交通省)
- 資料1-4 平成18年度原子力関係経費の見積もりについて(内閣府原子力委員会事務局)
- 資料2-1 関西電力株式会社大飯発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(諮問)
- 資料2-2 関西電力株式会社大飯発電所原子炉設置変更許可申請(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)の概要について
- 資料3-1 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(諮問)
- 資料3-2 関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可申請(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)の概要について
- 資料4-1 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(臨界実験装置の変更)について(諮問)
- 資料4-2 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(臨界実験装置の変更)の概要について
- 資料5 第22回市民参加懇談会コアメンバー会議の結果について
- 資料6 市民参加懇談会 in 福岡の開催について(案)
- 資料7 町委員の海外出張について
- 資料8 第31回原子力委員会臨時会議議事録(案)

6. 審議事項

(1) 前回議事録の確認

事務局作成の資料8の第31回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

(2) 平成18年度原子力関係経費の見積もりについて(文部科学省)

標記の件について、文部科学省中原課長より資料1-1に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(町委員) 平成18年度の予算というよりも、今後の検討かと思うが、JT-60の研究を行っている原研(日本原子力研究所)等からのITER(国際熱核融合実験炉)計画への人材の支援が大事であると思う。

また、競争的研究資金制度による「原子力システム研究開発委託費」について、若手の研究者を優遇するのはよいと思うが、この若手というのはどの程度の年齢なのか。年齢のみで制限されるのか、あるいは提案の独創性等も考慮しつつ柔軟に選定するのか。

それから、先程、独立行政法人の予算の総額の制限と、文部科学省全体の施設整備費の制限があり、その中でJ-PARC(大強度陽子加速器)やもんじゅ等の大きな予算をまかなうのは難しいと説明されたが、そういった制限はどの程度の厳しさなのか。

(林室長補佐) ITER計画への人材の支援については、これから検討することになると思う。特に最初の10年間は建設のフェーズであり、JT-60に携わっている方よりも、メーカーや建設会社の方のほうが必要とされるかもしれない。今後ITER国際核融合エネルギー機構が立ち上がり、どういう人材が必要かが明確になるのにあわせて、原研だけでなくメーカーや大学の方を含めて、人材を機構に派遣するシステムを作らなければならないと考えている。運転段階になれば、機構への人材派遣だけでなく、施設を利用する研究者を派遣することになると思う。

(中原課長) 「原子力システム研究開発委託費」のうち、「若手対象型研究開発」の分野は40歳以下を対象としており、年齢で決まっている。

ご承知のとおり、行政改革の考え方にに基づき、独立行政法人の運営費交付金は、一定の係数により徐々に総額を削減していくという仕組みになっているが、現時点ではシーリングが決まっていなかったこともあり、具体的な数字はわからない。さらに、文部科学省全体の施設整備費の制限があり、これら2重のしぼりがあるので、J-PARCやもんじゅ等の大きな予算を組むのは難しいということである。

(前田委員) もんじゅは判決が出て、これからいよいよ改造工事が始まる。

改造工事だけではなく、施設の健全性確保の点検、燃料の手当てなど、色々な問題が絡んでくると思うが、おおまかでも今後の運転再開までのスケジュールがわかれば教えていただきたい。

(中原課長) 現時点では確実でない漠としたスケジュールだが、平成19年度の終わりぐらいに性能試験を始めて、平成20年度中に100%出力を達成するというスケジュールを想定している。

(木元委員) 毎年申し上げているが、過去の予算がどのように使われ、どのような成果を挙げたかについて、一般の国民が一番関心を持っている。もんじゅについては、6ページの6.(2)にきちんと「これまでの成果」が書かれ、その後に「期待される成果」が書かれているので、「これまでこういう成果があり、そして今後こういう予算を組むのか」と理解することができる。他の施策については、「期待される成果」に重点が置かれているものも多く、昨年度までどうだったのが見えない。もんじゅのように「これまでの成果」をきちんと説明していただくと理解されやすいと思うので、今後工夫をしていただきたい。

(中原課長) 表現が不十分なところについてはご指摘のとおり改善していきたい。

(近藤委員長) 我々の依頼の仕方が不十分だったかもしれないが、ご協力いただければと思う。

(齋藤委員長代理) いくつかの施策では「これまでの成果」がきちんと書かれている。

(近藤委員長) もんじゅについては、平成7年までの成果が書かれているが、その後10年間のことは何も書かれていない。やはり予算を使っているのだから国民に説明する義務があり、何かしらなされていると思うので、毎年1つは成果をご紹介いただくのがよいと思う。

(齋藤委員長代理) 予算が非常に厳しいことは承知している。その意味で、木元委員のご指摘への追加になるが、ふげんやウラン濃縮施設などの廃止措置の全貌がわからない。「総額の事業費はいくらで、平成18年度の予算はいくらか」といった全体の中での位置付けがわからない。大変なことであると思うが、予算を削減するには全体の計画をしっかりと合理化する必要があると思う。

概算要求前であるため、今日は新規施策を説明せず、前年度が10億円以上の継続施策のみをご説明されたとのことだが、その金額以下の施策でもよいので、夢のある話が出てこない、将来を担おうという元気のある人が日本原子力研究開発機構に集まってこないと思う。人材育成について

は相当に憂慮しているところなので、若い人が原子力をやりたいと思うような夢のある施策をこれらの中で浮かび上がらせていただきたいと思う。

それから、HIMAC（重粒子線がん治療装置）は既に多くの良い成果を挙げているが、今後さらに治療が困難な色々ながんの克服のための研究を行っていくのであれば、厚生労働省と連携して進めてもよいのではないかと思う。

（近藤委員長）原子力政策大綱（案）でも、「原子力分野単独で」という発想はやめ、可能な限り連携を模索すべきといったことが書かれている。特に、がん治療は厚生労働省の非常に重要なテーマなので、すでに検討されているかもしれないが、何らかの連携をお考えいただければと思う。

齋藤委員長代理が最初に指摘された廃棄物処分は、循環型社会を形成していく中で、非常に重要な夢のある技術である。この問題をごみ処理という感覚で捉え、お金がかかってしようがないがぼちぼちやるかとするのではなく、様々な分野に先駆けて循環型社会の主要構成技術を世に提示していくという問題意識を持つべきである。それが新しく設立される日本原子力研究開発機構の主要な使命であると常々申し上げてきた。これには技術面以外の問題があることは承知しているが、そういった問題意識を持って突破していくべきだと考えている。

（町委員）今日は前年度が10億円以上の継続施策のみを説明されたためと思うが、国際協力に関する説明があまりなかった。金額的にはあまり大きくないのだろうと思う。Generation-IV（第4世代原子力システム計画）やITERについてはご説明いただいたが、アジアにおける協力や国際機関に対する協力など文部科学省が中心となって進めているものが色々あると思うので、そういった国際協力の施策の方針を説明いただきたい。

（中原課長）国際協力については、新しい取組等も考えているが、金額が小さいために見送られる可能性もあるので、要求額が決まった後に改めてご説明する。

（3）平成18年度原子力関係経費の見積もりについて（外務省）

標記の件について、外務省鈴木課長より資料1-2に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(町委員) MNA (核燃料サイクルのマルチラテラルアプローチ) については、IAEAの専門家グループが検討し報告書が作成されたが、今後どのように具体化されていくのか。また、IAEAの前回の理事会において核不拡散の防止の強化のために新たに委員会を設置することが決まったが、これとMNAの検討とはどのように関係するのか。その辺の見通しを教えてください。

(鈴木課長) MNAについては、5月のNPT (核兵器不拡散条約) 再検討会議で割と多くの国が好意的な発言をしていたが、決定的にこれを進めていくという後押しにはなっていなかったと思う。6月のIAEA理事会では、これについてエルバラダイ事務局長からは具体的な方向性は出されていない。9月の次回の理事会においては、事務局長からどのような方向性が出されるかははっきりしないが、まずはできるところから議論をしたいという提案がある可能性はあると思う。MNAにも色々な要素があり、例えばイランや北朝鮮との交渉等を通して、燃料の供給保証が直近の課題ではないかという認識が出てきていると聞いている。議論の形式については、これまで同様個人の資格の専門家の議論になるか、あるいは各国の政府代表による委員会が作られるのか、現段階でははっきりしたことはわからない。

保障措置の強化のための保障措置・検証特別委員会は、町委員が言われたように、6月の理事会においてその設置が決定されたが、こういった内容を議論するのは、まだ各国それぞれ意見が異なっていると認識している。9月の理事会で決まるというより、もう少し息の長い検討が行われるのではないかと思う。また、MNAは保障措置というより、それ以外の手段も含めて多国間の協力で濃縮・再処理などにつきどのような対策が考えられるのかという観点であると思う。

(前田委員) 今の話に関連していると思うが、ご説明の中で言われた、「平和利用の権利の考え方をもう1度きちんと整理しなおす必要がある」ということは非常に重要であると思う。イランや北朝鮮の問題の一方で、米国とインドが原子力における協力を合意したが、これは、インドは核実験をやっているながら平和利用の面で協力するということである。我が国の核燃料サイクル政策をきちんと内外に説明していく上で、平和利用の権利の考え方を明確にしておく必要があると思う。外務省はこの辺について色々考えていると思うが、我が国としての考え方の整理や、それをどのように国際社会に主張していくのか、お考えを聞かせていただきたい。

(鈴木課長) イラン等がよく主張するのは、「日本は濃縮・再処理をできるの

になぜ自分たちがやってはいけないのか」という点である。それに対しては、「原子力の平和利用は全く無条件でできるものではない。我が国は IAEA 保障措置を誠実に実施し、その結果すでに統合保障措置にも移行し、また、国際的な保障措置体制の強化のために積極的に貢献している。そういったことを通じて国際社会の信頼を得ているから、我が国は平和利用ができる。」といったことを常に説明している。平和利用の権利そのものを議論するのは必ずしも生産的なことではないと思う。そうではなく、権利を行使するに当たり NPT の体制上求められている要請があり、これを着実に実施し、国際社会の信頼を得るのがまず先だということである。そういったことを行わずに権利だけを主張しても国際社会には受け入れられない。法的な議論、権利の行使、NPT 体制との関係等、全体的に考えて、説明、対処していく必要があると思う。

(町委員) 今言われたようなことは、我が国は当然主張する必要があるが、我が国だけではなく、国際社会全体がイランや北朝鮮に対して言わなければならない。IAEA や国連において「ルールを守らないのに平和利用の権利を広く主張するのはおかしい。あくまでも核不拡散を担保したうえでの平和利用の権利である。」という見解をはっきりイラン等に対して言っているのか。

(鈴木課長) IAEA は累次にわたってそういう趣旨の決議を採択しており、IAEA 理事会としてそのような認識で一致していると思う。繰り返しになるが、権利という言葉にあまり特化していくと、「イランもそういう権利はある。濃縮・再処理をするのがなぜ悪いか。」という非常に狭い議論に陥ってしまうので、そうではなく義務の順守を含めた議論が必要であり、実際にそういった議論がなされ、決議に反映されているということである。

(木元委員) 昨日も NHK で闇の核市場が取り上げられていたが、イランなどを中心にして、「核兵器を保有する国があり、それが戦争の抑止力になっている。自分たちも保有したい。」という主張がずっとある。一方、核軍縮が確実に行われるという保証もなく、難しい議論であると思う。ご説明いただいた外務省の仕事はとても重要であり、確実に現実を踏まえて主張していかなければならないと思う。

(近藤委員長) 町委員の質問に対する答えは、IAEA はすでにイランの非難決議を採択し、事態の進展によっては国連安全保障理事会に付託する可能性があることが公然の事実である、ということによいと思う。

(齋藤委員長代理) 今日は長崎原爆投下の日だが、我が国は CTBT (包括的核実験禁止条約) などの核軍縮の面でも色々な努力をしていると承知し

ている。こういった場で核軍縮への取組について説明するなど、積極的にメッセージを発信するのがよいと思う。

(鈴木課長) 核軍縮については機構上の整理の関係上、ここでご説明している原子力関係経費には含まれないが、予算はしっかり取り対応している。

(近藤委員長) 核軍縮への取組は現行の長計(原子力の研究、開発および利用に関する長期計画)や原子力政策大綱(案)にも書かれており、原子力政策に含まれているのでよろしくお願ひしたい。

(鈴木課長) ロシア原潜解体事業等にも積極的に貢献している。

(4) 平成18年度原子力関係経費の見積もりについて(国土交通省)

標記の件について、国土交通省吉原技術開発推進官より資料1-3に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(近藤委員長) 7ページの「船舶技術開発」は文部科学省に一括計上される「原子力試験研究費」の中の予算ではないのか。「9. その他(懸案事項、他省との連携状況など)」にそういったことが書かれているが。

(吉原技術開発推進官) これは当省の経常経費であり、9.には関連する「原子力試験研究費」による研究について記載している。

(近藤委員長) ご説明で、「この経費の中で、輸送拒否問題への対応について、安全に係る技術的な面から取り組みたい。そういった情報の収集を行うことを考えている。」と言われたが、これは非常に重要であると思うので、予算の手当てについて確認したく質問をした。

(町委員) IAEAの輸送規則を調査し、我が国の関係法令等へ適切に取入れることが必要となっていると書いてある。現在は我が国独自の規則を設けているが、グローバルスタンダードを基にこれを見直していくということか。これは国内輸送ならよいが、国際輸送の場合の輸送規則は、当然国際的に定めたものを用いなければならないと思うが、そういったものはあるのか。

(甲斐技官) 国際輸送に関しては、海上輸送であればIMO(国際海事機関)の規則を取り込んでおり、航空輸送であればICAO(国際民間航空機関)の規則を取り込んでいる。IMOの規則及びICAOの規則はIAEAの輸送規則が基になっているので、全て国際整合性が取れていることになる。

(近藤委員長) 日々国際規則が改善されるのに伴い、国内規則を改善する活

動を続けており、これはそのための費用を要求するということか。

(吉原技術開発推進官) そのとおりである。

(木元委員) 原子力に係らず、全て国際的な航行に関しては国際規約に準拠しなければ運行できないので、かなり厳しく運用されている。

(町委員) 既に IAEA の輸送規則に基づいた国内規則を設けているが、IAEA の規則が 2 年ごとに見直されるので、これを適切に取り入れるための予算であると理解した。

(近藤委員長) 国際輸送によって我が国の原子力が維持されている面があり、大事である。

(前田委員) 原子力に係る輸送について国内外の情勢を把握するといったことが書かれており、非常に大事なことだと思う。ご参考に申し上げるが、原子力に係る国際輸送に携わる輸送業者や電力事業者が集まり、情報を収集したり、IMO に意見を述べるなどしている WNTI (世界原子力輸送協会) や WNA (世界原子力協会) という組織がある。こういった情報を利用されるとよいのではないかと思う。

(5) 平成 18 年度原子力関係経費の見積もりについて (内閣府原子力委員会事務局)

標記の件について、内閣府赤池参事官補佐より資料 1-4 に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(木元委員) 文部科学省の資料についても申し上げたが、施策の「これまでの成果」をもっと書いたほうがよいのではないかと思う。

(赤池参事官補佐) これまで原子力委員会は、市民参加懇談会や新計画の策定プロセスにおいて、市民との対話、公開の場でのご意見の聴取等、非常に積極的に取り組んできたところであり、そういったところを内閣府内の関係部局や財務省等に説明していきたいと思っている。

(近藤委員長) 「原子力委員会委員と有識者等との対話」と書かれているが、委員会という行政組織が「対話」して歩くということ、少し表現に違和感がある。政策を決めたからきちんと説明責任を果たそうという趣旨だが、他の例も参考にしながら、行政組織の活動を表すのに適切な表現に修正するのがよいと思う。

- (6) 関西電力株式会社大飯発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)及び関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(諮問)

標記の件について、経済産業省佐藤課長より資料2-1、2-2、3-1、3-2に基づいて説明があり、以下のとおり発言があった。

(近藤委員長) 本件については、検討して後日答申を申し上げる。

- (7) 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(臨界実験装置の変更)について(諮問)

標記の件について、文部科学省黒村保安管理企画官より資料4-1及び4-2に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(近藤委員長) 平成16年6月に申請され、この変更内容で、審査に約1年ほどかかっているが、何か遅れるような原因などはあったのか。

(黒村保安管理企画官) 申請者側の担当の先生がご病気になられたといったことがあった。

(齋藤委員長代理) 細かいことだが、資料4-1の2ページの2.には「平成14年～18年度文部科学省革新的原子力システム技術開発提案公募事業「FFAG加速器を用いた加速器駆動未臨界炉に関する技術開発」を進めるためである」と書いてあり、公募事業から予算を得るように読めるが、3ページの3.には「京都大学経費の平成17年度予算をもって充当する」と書かれている。大学における予算はどのような仕組みになっているのか。

(近藤委員長) 公募事業からの予算も京都大学の予算に含まれるということではないか。

(黒村保安管理企画官) そのとおりである。

(近藤委員長) それでは検討して後日答申を申し上げる。

- (8) 第22回市民参加懇談会コアメンバー会議の結果及び市民参加懇談会 in

福岡の開催について

標記の件について、内閣府赤池参事官補佐より資料5及び6に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(木元委員)「市民参加懇談会 in 福岡」の第1部では、問題提起として4名の方によるパネルディスカッションを行う。当初は3名の予定であったが、吉岡委員より、『「原子力とくらし～知りたい情報は届いていますか～」』というテーマに対して、井川さんは情報の送り手であり、他の2名も大学教授と研究所の所長なので、庶民の感覚があまり無いのではないか。一般市民の感覚を持つ方を追加したほうがよいのではないか。」という意見があり、賛同を得て1名追加することになった。当日吉岡委員から推薦いただいたが、もう少し検討した上で残りの1名を決めたいと思う。吉岡委員が推薦された方もそうであるが、できれば福岡市内の女性の方を考えており、決まり次第報告する。井川さんは「このテーマについて言いたいことが山ほどある。自分は発信するほうだが、受け手のほうに対しても言いたいことがある。」というようなことを言われていたので、期待できると思う。また、ここには参加者として書かれていないが、原子力委員も可能な限りご参加いただければと思う。

それから、資料5の2.(2)にあるように、静岡県御前崎市で市民参加懇談会を開催することを決定した。第1部は福岡と同じやり方でもよいが、時間的余裕があればご意見を公募して、当日発言していただく方を選ぶ。テーマは同じである。ただし、「浜岡原発を語るかい」からのご要請が基になっているので、「耐震設計はどうなっているのか」、「東海地震の起こる可能性はどうか」といった発言が出てくると思う。市民参加懇談会は地震への対応について話す場ではないと何度も言っているが、やはり現地で開催する場合はそういった発言がどうしても出てくると思うので、そのことを念頭に開催したいと考えている。

前々回のコアメンバー会議において、吉川委員から「こういった市民の意見は、ある程度ボーダーラインを引いて、この意見は聴く、この意見は聴かなくてよい、というのがあってもよいのではないか。」というご意見があったが、市民参加懇談会を立ち上げた当初から、コアメンバーの合意により、「いただける意見は全部いただいて、受け止める。その上で相手に、これはできません、これはできませんとご報告する。」ということの基本にしている。公開の場で、一般の方のご意見やご要望をその都度確認し、その

場で答えていく作業をしていきたいと思う。

(近藤委員長)「市民参加懇談会 in 福岡」の第2部で、会場参加者からご意見を聴く際のコアメンバーの役割は何か。

(木元委員) 聴くこと。それから、何か間違った情報をもとに発言されているのであれば、その方のご意見を深めるためにも、「その情報はどこから取りましたか。なぜそう思いましたか。」といったことを伺う。これは従来から実行してきたつもりである。

(近藤委員長) パネリストの方は第2部でも席が用意されているのか。

(木元委員) そのとおりである。

(近藤委員長) ご意見をたくさん聴いたほうがよいので、コアメンバーの方々はあまり話さず、役割分担をはっきりさせたほうがよいと思う。

(木元委員) これまでも、あくまで広聴でいっている。

(近藤委員長) コアメンバーの方の出席率がいつも低く、福岡での開催は特に低いと思うが、静岡での開催については、是非それを考慮の上、日時を決定していただきたい。

(赤池参事官補佐) 早めに調整して多数の参加が得られるようにしたいと思う。

(近藤委員長) それでは、資料5の報告はお伺いしたということで、資料6の開催についてはこれで決定する。

(9) 町委員の海外出張について

標記の件について、内閣府戸谷参事官より資料7に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(町委員) 日本の原子力エネルギーについてと、放射線利用の世界的な実施状況についての2つの講演を行う。それから、「ブラジルの原子力関係者との会談を調整中」とあるが、原子力委員長と会う予定である。

(近藤委員長) 女性であったと思うが。

(町委員) 前の原子力委員長はよく知っていたが、最近代わったので今回初めて会う。

(10) その他

・ 以下のとおり発言があった。

(木元委員) 皆さんお気づきかと思うが、この4号館の玄関を入ったところに、「原子力政策大綱(案)」に対する意見募集のポスターを掲示している。最初は小さなチラシを貼っていたが、拡大版を貼ることにした。作成の際にチェックをさせていただいたが、委員長の顔写真を出したのが目玉の1つである。予算の関係で2色刷りになったが、品が良く目立つと思う。

それから、すでにお聞きになっているかと思うが、新計画策定会議で原子力政策大綱(案)をパブリックコメントにかけることを決めた翌日、福井新聞に「井上チイ子委員から『2030年以後の原子力発電の供給割合として、30～40%程度という数値をあげて目標とするのは理解できない』という反対意見があった」という記事が出た。しかし、これは間違いであり、渡辺光代委員の発言であった。井上さんは新聞を読んだ福井の方から「自分で30～40%程度を目標とすると聞いていたのに、この時はなぜ反対したのか。」と言われたそうである。福井で影響力のある方であり、かなり被害を受けている。井上さんは福井新聞に抗議したが、現場で取材をしていたところ、女性の声だったので井上さんの発言かと思ったとのことであり、結局「反対意見を述べた委員として井上チイ子委員と書いたのは渡辺光代委員の誤りでした」といった小さな訂正記事が出されただけである。この場であえて申し上げるが、やはり原子力委員会がお願いした策定会議委員に非常に迷惑をかけたのだから、本当は事務局からでもいいのかもしれないが、私から福井新聞に電話し、井上さんの名誉回復のために別途コラムやインタビュー記事を書いて欲しいと要請することを考えている。これまでこういったことで泣き寝入りをしてきた方が大勢いるので。

(近藤委員長) 訂正記事が出たことで事態は終了しているのでは。それが一般的なルールである。

(戸谷参事官) 我々が抗議する前に井上さんがすでに抗議されている。

(木元委員) 訂正記事が出て、謝罪はしていただいているが、誤解による被害もあるので、私個人で、名誉回復になるコラムやインタビュー記事を書いてもらえるようお願いしようと思う。

(近藤委員長) 木元委員が個人としてやっていただくのはよいと思うが、こういった場合は訂正記事を出すことにより報道機関としての責任を果たしたことになると思う。

(木元委員) 井上さんは抗議された際、訂正記事だけでなく自分の意見をきちんと書いて欲しいと言ったが、訂正記事だけで終わってしまったとのこ

とである。

(近藤委員長) それは他の事例がそうであるから。

(木元委員) 徹底したほうがよいと思う。私は行動する原子力委員会をモットーとしているので、その一員としてやらせていただこうと思う。

(近藤委員長) それはよいと思うが、人は誤り、機械は故障することを大前提とし、誤りや故障があった場合は訂正することをもって完結するというのが原子力安全の原理原則なので、それは一貫させたいと思う。

(木元委員) 訂正して終わりではなく、与えた被害についても責任を持つべきということだと思う。かつて政治家の方が、今の憲法で核兵器を保有しても問題は無いといった発言をした時に、私は、原子力委員会は平和利用の番人を標榜しているのだから、遺憾であることを言うべきであると申し上げたが、何も言わないことになった。とても残念なことであった。その時は、その場にいらした新聞記者の方が記事になさり、後日メディアの依頼を受け、その時の発言を中心に原稿を書くなどした。原子力委員会の行動の限界はその都度テーマによって変わってよいと思う。

(近藤委員長) それはそのとおりであり、我々の仕組みは合議制だから合議により決めていけばよい。

(木元委員) 先程の例の場合は、「前例が無いので」ということを言われたが、前例が無いことを1つやったことがある。それは、インドとパキスタンが核実験を行ったときに、遺憾の意を示す「原子力委員会声明」を出したことである。このように変えていくことができると思う。

(近藤委員長) 原子力委員会設置法に書かれている使命の範囲であれば何でもできる。

(木元委員) 前例が無いからだめというのではなく、必要な時には行動しないと原子力委員会は見えてこない。

(近藤委員長) 原子力委員会が特殊な存在という意識を持つのはおかしいのであり、行政法の定める権能のなかで、やるべきことをやればよいと思う。大事なことなので、当初ご発言の検討事項からぶれたが、自由討議させていただいた。

・事務局より、来週、再来週の定例会議を休会とし、8月30日(火)に次回定例会議が開催される旨、報告があった。